

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 平成 25 年 6 月 28 日）

上記の考えのもと、本校では、すべての教職員が「いじめは、どの学校・どのクラスでも起こりうるもの」という基本認識に立つ。その上で、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「戸島小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の 5 つをあげる。

- 1 いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人一人の自己肯定感を高める教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- 4 いじめの早期解決のために、当該児童の安全を確保するとともに、各種団体や各種専門機関と連携して解決を図る。
- 5 学校と家庭が連携して事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

教師が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する成就感を育む。その結果、児童一人一人が自己肯定感を味わい、自尊感情を育むことができるようにする。

また、道徳の授業を通じて命の大切さについての考えを深め、「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもたせる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア 全校遊びの日

特定曜日の昼休みを『全校遊びの日』とし、全校児童と教職員がともに活動する時間を確保する。

イ 人権・同和教育の視点に立った参観日

11 月 1 日の『愛媛教育の日』に合わせ、11 月に人権・同和教育の視点に立った授業参観を行う。当日は、校区别人権同和懇談会をもち、地域全体で人権について考える。

(2) 児童一人一人の自己肯定感を高める教育活動を推進する。

ア 豊かに自分を表現できる児童の育成

児童集会、その他の活動を通して、自信をもって自分を表現できる技能を身に付ける。

イ 各種大会への参加

各種スポーツ大会や音楽会への参加を通して、大きな舞台に立つ経験を重ねることで「やればできる」の精神を培う。

ウ 人とつながる喜びを味わう体験活動の充実

友達と分かり合える、楽しさやうれしさを実感できるコミュニケーション力を育成するために、近隣校との交流学习会や学校行事、児童会活動、総合的な学習の時間での体験活動を推進する。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。

- ア 「いじめは、どの学校・どのクラスでも起こりうるもの」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童に表れる小さな変化も見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
- イ 心配な児童がいる場合には、全教職員で情報を共有し、より多くの目で、より細かく当該児童を見守る。
- ウ 様子に変化が見られる場合には、学級担任や生徒指導主事が主になって働きかけを行い、児童に安心感をもたせる。そして、問題の有無を正確に把握し、解決すべき問題がある場合には当該児童と教育相談を行い、問題の早期発見を図る。
- エ 学校生活に関するアンケートを定期的に複数回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、『いじめゼロ』の学校を目指す。

(2) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を確保するとともに、各種団体や各種専門機関と連携して解決を図る。(重大事態を含む)

- ア いじめを発見した時は、学級担任だけで抱え込むのではなく、学校長以下すべての教職員で対応を協議し、的確な役割分担をして解決を目指す。
- イ 情報収集を密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじているのと同様の立場であるということを理解させる。
- エ 必要に応じて、学校内だけでなく、各種団体や専門機関に協力を要請する。
- オ いじめられている児童の心のケアのために養護教諭と連携して指導を行っていく。
- カ いじめの重大事態と判断した場合、上記ア～オの対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

(3) 学校と家庭が連携して事後指導にあたる。

- ア いじめが起きた時は、より一層家庭との連携を密にする。そして、学校側の取組についての情報を正確に伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集め指導に生かす。
- イ 「いじめ相談ダイヤル24」や「子どもの人権110番」など、いじめに関する公共の相談窓口についての情報を児童に知らせておく。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織

○ 生徒指導委員会

毎月1回校内研修で、児童についての情報交換を行う。小規模校の特性を生かし、学級担任が児童一人一人の細かな情報を発信し、全教職員が共通理解のもと指導にあたることができるようにする。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

○ 児童生徒をまもり育てる協議会

年2回開催し、児童について情報交換を行う。その際、学校生活についてのアンケート結果を公開し、必要に応じて助言、協力を仰ぐ。メンバーは以下の通り。校長、教頭、生徒指導主事ほか教職員、PTA会長、PTA副会長2名、各自治会長、戸島保育所長、戸島公民館長、戸島公民館主事、主任児童委員、民生児童委員3名、体育指導員、教育会OB、中学校区PTA代表

5 重大事態への対応

戸島小学校生徒指導委員会および戸島小学校児童生徒を守り育てる協議会の調査により、重大事態と認められるとき、校長は第三者による「戸島小学校におけるいじめ問題調査委員会」の設置を宇和島市教育委員会に求め、必要な調査ができるよう連携を図る。

いじめ問題の解決に向けては、透明性、公平性、中立性を重視する。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、新進又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 平成 25 年 6 月 28 日)

また、学校教育法の規定に従い、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に、当該児童に対して懲戒（体罰とは異なります）を加えることができる。さらに、指導の効果があがらず、ほかの児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、教育委員会は、加害児童及びその保護者に対して出席停止の措置を速やかに講ずることができる。

その他、いじめられた児童生徒をいじめから守りぬくために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について保護者との協議を行い、弾力的に対応する。